

# 美し学園自治会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この自治会（以下「当自治会」という）は、美し学園自治会と称する。

(区域)

第2条 当自治会の区域は、別図で示す範囲とする。

(目的)

第3条 当自治会は、美し学園地区の美しい町並みの保全、地域の安全性の確保、地域内外の交流の促進、地域の社会活動の向上および会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(自治会の活動)

第4条 当自治会は、第3条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 美しい街並みを維持し、その資産価値を高める活動
- (2) 公園および道路内等、共用施設の管理
- (3) 防犯等、ごみ置場等、共用施設の管理
- (4) 地域の安全性を高める活動
- (5) 近隣他団体との交流を図る活動
- (6) 行政機関との連携を図る活動
- (7) 会員相互の親睦と福利厚生に関する活動
- (8) 地域の文化、教育、福祉等を高める活動
- (9) その他自治会の活動として必要と認められたこと

(事務所)

第5条 当自治会の事務所は、船橋市坪井東2丁目14番13号に置く。

## 第2章 会員

(資格)

第6条 会員の資格は、美し学園に住居を所有または居住することにより取得するものとし、住宅を所有または居住しなくなったことにより資格を失うものとする。

2 会員は、入会にあたって、所定の入会金を納入するものとする。

3 会員は、資格を取得、または喪失したときは、ただちに当自治会に届出なければならない。

4 会員が転勤等の理由により、家族全員を帯同して転勤した場合、再び同一場所に戻るまでの期間は、「休会」とする。

5 複数世帯住居の場合は、その中の代表者1名を自治会員本人とする。

(権利)

第7条 会員は、平等に当自治会の運営に参加し、その利益を享受する権利を有する。

(義務)

第8条 会員は、当自治会の運営に協力し、自治会規約、総会決議等を遵守し、また会費を納入する義務がある。

## 第3章 役員

(種別および定数)

第9条 当自治会に次の役員を置く。

(1)運営委員 5人以上30人以内

(2)監事 2人以内

2 運営委員のうち、1名を会長、若干名を副会長、1名以上を会計とする。

(役員を選出)

第10条 役員を選出は、総会において選任する。

2 会長、副会長、会計は、運営委員の互選により選出する。

3 監事と運営委員は兼任することはできない。

(職務)

第11条 会長は、当自治会を代表し、会務を総括する、

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 会計は、当自治会の会計を処理し、会計事務を管理する。

4 監事は、当自治会の会計事務を監査し、その結果を総会に報告する、また、その報告をするために必要があると認めるときは、総会の招集を請求する。

(任期)

第12条 役員の任期は1年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員はその都合により任期の途中であっても、運営委員会の承認をもって辞任することができる。

3 補欠または増員により選出された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(解任)

第13条 役員は、役員としてふさわしくない行為があると認められたときは、その任期の途中であっても、総会の議決により解任することができる。

(班の編成および班長の選出)

第14条 自治会の活動を自律的に行うために、原則として各街区を中心に班を編成し、そこに班長をおく。

2 班長は、班を取りまとめ、運営委員と協力して、自治会の業務に参画する。

3 班長は、輪番制とし、任期は1年とする。

4 班長と役員は兼任することはできない。

(経費等)

第15条 役員および班長には、その職務を遂行するために要した費用を支弁することができる。

## 第4章 会議

(種類)

第16条 当自治会の会議は、総会および運営委員会とし、会長がこれを招集する。

(総会)

第17条 総会は、当自治会の最高決議機関で、会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 次の各号の1つに該当する場合、臨時総会を開催する。

(1) 運営委員会で必要と認められたとき

(2) 3分の1以上の会員の請求があったとき

(3) 監事が必要に応じて招集を請求したとき

(総会の付議事項)

第18条 総会には、次の事項を付議する。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 役員を選任または解任
- (4) 規約等の選定・変更
- (5) その他総会の議決を必要とする重要事項

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会の出席者の中から互選により選出する。

(総会の定足数)

第20条 総会は、当自治会の全会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

2 会員は議決権の行使を、他の出席者に書面をもって委任することができる。

(運営委員会)

第22条 運営委員会は、当自治会の最高執行機関で、運営委員をもって構成する。

2 運営委員会は、原則として月1回開催する。但し、臨時に設けることができる。

3 運営委員会は、総会によって議決された事項等、第3条による当自治会の目的を達成する上で必要な業務を執行する。

(運営委員会の議長、定足数、議決等)

第23条 運営委員会の議長は、会長が指名する。

2 運営委員会は、運営委員の過半数（委任状を含む）をもって定足数とする。

3 運営委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、会長がこれを決する。

4 運営委員は、議決権の行使を、他の出席者に書面をもって委任することができる。

(通知)

第24条 総会、運営委員会で決定した事項は、速やかに文書および当自治会ホームページ等により会員に通知するものとする。

## 第5章 資産および会計

(資産の構成)

第25条 当自治会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 入会金および会費
- (2) 寄付金品
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

(入会金および会費)

第26条 当自治会の入会金は3,000円、会費は、月額500円とする。なお、会費の納入は、既存会員は6ヶ月をまとめて前納し、新規の会員は、書面にて入会申し込みのあった日の翌月から3月または9月のいずれか近い方の月までの月数に500円を乗じた金額を支払うものとする。

2 自治会員(世帯主)が居住しない世帯からも自治会費を徴収する。

(資産の管理)

第27条 当自治会の資産の管理は、運営委員会の定めるところによる。

2 当自治会には、常にその収支を明らかにするために会計帳簿を備える。

(経費の支弁)

第28条 当自治会の活動に関して正当と認められる経費は、資産をもって支弁する。

(事業年後)

第29条 当自治会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第30条 当自治会の事業計画および予算は、毎事業年度ごとに策定し、総会の議決を経なければならない。

2 予算超過または、予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

3 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、予算を変更することが出来る。

(決算)

第31条 当自治会の収支決算は、年度ごとに監事の監査を受け、総会の承認を必要とする。

(帳簿等の閲覧)

第32条 当自治会の会計帳簿等は、会員の要求があれば随時公開するものとする。

## 第6章 文書の保存期間

(文書保存規定)

第33条 文書の保存期間は、次のとおりとする。

長期 ①規約 ②総会の議事録 ③運営委員会の議事録 ④役員等の進退書類 ⑤備品台帳

10年 ①補助金及び借入金

5年 ①陳情、請願等 ②金銭の出納

3年 ①文書の收受 ②一時の処理に属する届出、通知等

1年 前各項に掲げる文書に属さない軽易な文書で1年間程度の保存が必要と考えられるもの

## 第7章 事務局

(事務局の設置および運営)

第34条 当自治会の活動を円滑に行うため、事務局を設置することができる。また事務局の運営を外部に委託することができる。

2 事務局の設置および運営方法は、運営委員会が定めるところによる。

## 第8章 専門部会等の設置

(専門部会等の設置及び運営)

第35条 第4条の事業を行う為、次の専門部会等を設置する。

(1) 交通問題委員会

(2) 子ども会

2 前項の設置にあたり、各部会等はその運営について運営規則を定める。

(クラブ活動の奨励)

第36条 会員によって構成する自主的地域活動に対し、その目的が第3条の自治会の目的に沿うものであると判断されるとき、これを奨励し必要に応じて補助金を交付することが出来る。なお、その判断は会長が行うものとする。

## 第9章 規約の変更

(規約の変更)

第37条 この規約の改廃は、総会において出席者の3分の2以上（委任状を含む）の賛成をもって行うことができる。

## 第10章 雑則

(施行細則)

第38条 この規約の施行について必要な事項は、運営委員会の議決を経て、細則で定める。

### 付則

1. この規約は、平成17年6月26日から施行する。
2. 規約改定「監事の職務改定」平成18年3月26日から施行する。
3. この規約は、平成19年6月17日から改正施行する。
4. この規約は、平成20年3月30日から改正施行する。
5. この規約は、平成23年3月27日から改正施行する。
6. この規約は、平成25年4月7日から改正施行する。
7. この規約は、平成30年4月1日から改正施行する。
8. この規約は、令和2年4月1日から改正施行する。
9. この規約は、令和4年4月3日から改正施行する。